

○海上における工事作業等の警戒船の配備等に関する指針（行政指導指針）

改正後	改正前
<p>2 用語の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事作業等は、次に掲げる許可又は届出に係るものをいう。</p> <p>① (略)</p> <p>② 港則法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 29 号）第 21 条第 2 項の規定のうち、同規則第 9 条第 1 項、<u>第 21 条の 4</u>、第 27 条、第 31 条及び第 37 条の規定に基づくえい航制限の免除許可</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 警戒業務の管理</p> <p>警戒船を配備する場合は、警戒業務を適正に実施するため、次により警戒業務の管理を行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 警戒業務管理者等は、<u>部署等</u>が実施する別紙 1 の警戒業務に係る講習のうち、管理講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒業務の管理、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得していること。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事作業等とは、次に掲げる許可又は届出に係るものをいう。</p> <p>① (略)</p> <p>② 港則法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 29 号）第 21 条第 2 項の規定のうち、同規則第 9 条第 1 項、<u>第 21 条の 2</u>、第 27 条、第 31 条及び第 37 条の規定に基づくえい航制限の免除許可</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 警戒業務の管理</p> <p>警戒船を配備する場合は、警戒業務を適正に実施するため、次により警戒業務の管理を行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 警戒業務管理者等は、<u>警戒船の船長若しくは専従警戒要員の経験を有しかつ、部署等</u>が実施する別紙 1 の警戒業務に係る講習のうち、管理講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒業務の管理、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得していること。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>

警戒業務に係る講習

1 講習の種別及び対象者

(1) 業務講習

原則として、向こう 1 年以内に専従警戒要員として警戒船に乗船する予定がある、又は向こう 1 年以内に警戒業務管理者等として警戒業務の管理運用を行う予定がある者

(2) 管理講習

原則として、向こう 1 年以内に警戒業務管理者等として警戒業務の管理運用を行う予定があり、かつ (1) の業務講習を受講している者

2 講習内容【「工事作業等の警戒業務の手引き」(海上保安庁交通部航行安全課監修)を参照】

(1) ・ (2) (略)

警戒業務に係る講習

1 講習の種別及び対象者

(1) 業務講習

- ① 原則として、向こう 1 年以内に専従警戒要員として警戒船に乗船する予定がある者
- ② 現に専従警戒要員として警戒船に乗船し、警戒業務を行っている者

(2) 管理講習

- ① 原則として、向こう 1 年以内に警戒業務管理者として警戒業務の管理運用を行う予定がある者
- ② 現に警戒業務管理者、又は警戒業務管理補助者として警戒業務の管理運用を行っている者

2 講習内容【「工事作業等の警戒業務の手引き」(海上保安庁交通部安全課監修)を参照】

(1) ・ (2) (略)

〇〇工事警戒船管理運用要領（例）

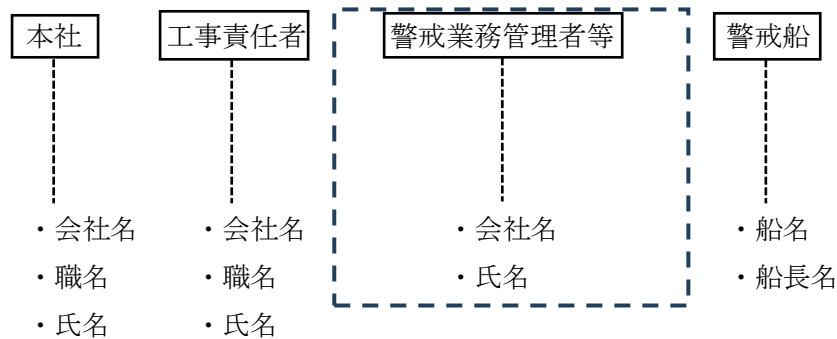
3 警戒船の指揮系統及び通信連絡体制

3-1 警戒業務管理者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）

(1) 警戒業務を的確に処理するため、次のとおり警戒業務管理者〇名及び警戒業務管理補助者〇名を置く。

警戒業務管理者	警戒業務管理補助者
・会社名	・会社名
・氏名	・氏名
・生年月日	・生年月日
・管理講習受講年月日	・管理講習受講年月日

(2) 指揮系統は次のとおりとする。



〇〇工事警戒船管理運用要領（例）

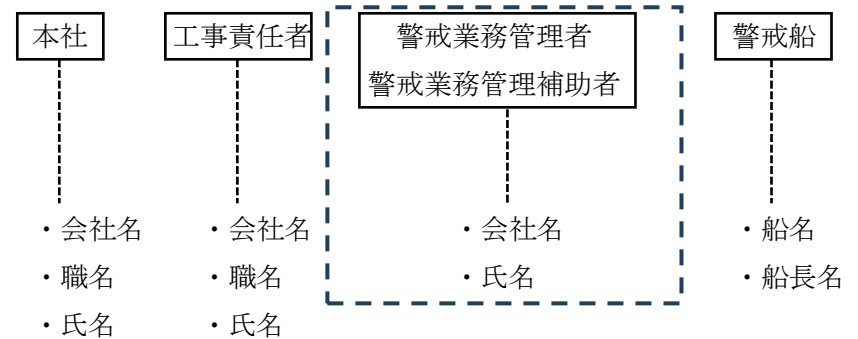
3 警戒船の指揮系統及び通信連絡体制

3-1 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）

(1) 警戒業務を的確に処理するため、次のとおり警戒業務管理者〇名及び警戒業務管理補助者〇名を置く。

警戒業務管理者	警戒業務管理補助者
・（会社名）	・（会社名）
・（氏名）	・（氏名）
・（生年月日）	・（生年月日）
・経歴（警戒船の船長、専従警戒要員又は警戒業務管理者等としての経歴）	
・管理講習受講年月日及び当該講習主催者名	

(2) 指揮系統は次のとおりとする。



<p>6 警戒業務実施要領</p> <p>6-1 警戒船の業務は、工事作業等の実施海域付近において、主として次の業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、<u>警戒業務管理者等</u>へ報告すること。</p>	<p>6 警戒業務実施要領</p> <p>6-1 警戒船の業務は、工事作業等の実施海域付近において、主として次の業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、<u>警戒業務管理者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）</u>へ報告すること。</p>
--	---